

(証券コード 7952)
平成22年 6 月 11 日

株 主 各 位

静岡県浜松市中区寺島町200番地

株式会社河合楽器製作所

代表取締役 河 合 弘 隆
社 長

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年 6 月 28 日（月曜日）午後 5 時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年 6 月 29 日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区寺島町200番地 当社本社10号館
3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第83期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の配当の件
- 第 2 号議案 取締役 7 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件
- 第 5 号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前（平成22年6月25日（金曜日））までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以 上

-
- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawai.co.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成21年4月1日)
至 平成22年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年米国に端を発した世界的な景気後退に伴う消費低迷に対し、政府によるエコ減税など景気の下支えはありますものの、雇用環境や個人消費は以前の水準までには回復していません。海外の景況は、中国では引き続き拡大傾向にありますが、米国や欧州は景気の停滞が続いています。楽器業界については、国内市場や欧米市場においては前年度の需要落ち込みから回復しておらず、中国市場においても需要は横ばいの状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは、①経営構造の革新、②持続可能な成長、③恒常的な利益確保を基本方針とした「第2次中期経営計画」(平成19年4月～平成22年3月)の遂行に取り組みました。

同計画の最終年度に当たる当連結会計年度は、楽器事業においては前年度に引き続き最高級グランドピアノ「Shigeru Kawai」シリーズをはじめとした高付加価値製品の拡販による市場競争力の向上、教育関連事業においては収益力の確保、素材加工事業においては受注拡大とコスト削減に取り組みました。

当連結会計年度の売上高は、楽器事業における販売の減少や素材加工事業における素材単価の下落により 56,057百万円(前年度比 5,536百万円 9.0%減)となりました。このうち国内売上高は 41,456百万円(前年度比 2,170百万円 5.0%減)となり、海外売上高は 14,601百万円(前年度比 3,366百万円 18.7%減)となりました。

損益面につきましては、人件費を含むあらゆる経費の削減を強力に推進するとともに、教育関連事業における教室運営効率の改善などにより、営業利益は 2,100百万円(前年度比 1,426百万円増益)となり、前年度に比べ為替の動向が想定される範囲内で推移したことにより、経常利益は 1,929百万円(前年度比 2,075百万円増益)となり、当期純利益は 1,319百万円(前年度比 2,103百万円増益)となりました。

また、総資産は 37,911百万円(前年度比 933百万円増)、有利子負債は 7,580百万円(前年度比 840百万円減)となりました。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりであります。

<楽器事業>

当セグメントのうち、国内販売におきましては、ピアノは高付加価値製品の拡販に取り組みましたが市場悪化により減少しました。電子ピアノは木製鍵盤を搭載した新モデルや家電量販店における普及価格帯モデルが好調に推移したため増加しました。

海外販売におきましては、ピアノは中国市場での販売は当社ブランドの浸透により順調に増加しましたが、欧米市場における需要が低迷したため全体では減少しました。電子ピアノ、電子オルガンも景気悪化の影響を受け減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は 25,294百万円（前年度比 4,038百万円 13.8%減）となりましたが、損益面につきましては、原価低減や経費圧縮により、営業利益は 270百万円（前年度比 75百万円増益）となりました。

<教育関連事業>

当セグメントのうち、音楽教室事業は幼稚園や保育園への教室新設による教室生徒数の充足率向上に取り組みましたが、既存教室の生徒数減少をカバーできませんでした。体育事業は介護予防教室を中心に健康増進事業が拡大しました。当セグメントの売上高は 18,140百万円（前年度比 1,119百万円 5.8%減）となり、損益面につきましては、生徒募集方法の効率化を図るとともに経費圧縮に努めた結果、営業利益は 1,401百万円（前年度比 703百万円増益）となりました。

<素材加工事業>

当セグメントは、電子電気部品用の金属材料加工、自動車部品用の材料加工、防音室・音響部材の生産販売等が主な内容です。期の後半には受注量は回復しましたが、金属事業における素材単価の下落により、当セグメントの売上高は 9,366百万円（前年度比 887百万円 8.7%減）となりました。損益面につきましては、原価低減や経費圧縮により、営業利益は 689百万円（前年度比 406百万円増益）となりました。

<情報関連事業>

当セグメントは、OA機器の販売・保守およびコンピュータソフトウェアの開発・販売等が主な内容です。大型受注の獲得により、売上高は 3,015百万円（前年度比 568百万円 23.2%増）となり、営業損失は 11百万円（前年度比 115百万円改善）となりました。

＜その他の事業＞

当セグメントは、金融関連事業、保険代理店等の事業で構成されております。金融関連子会社におけるリース取扱量の減少等により、売上高は 240百万円（前年度比 60百万円 20.0%減）、営業損失は 2百万円（前年度比 22百万円の改善）となりました。

事業セグメント別売上高

区 分	第82期 (20.4～21.3)		第83期 (当連結会計年度) (21.4～22.3)		前年度比 増減額 (△は減) (百万円)	前年度比 増減率 (△は減) (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)		
楽 器 事 業	29,332	47.6	25,294	45.1	△4,038	△13.8
教 育 関 連 事 業	19,259	31.3	18,140	32.4	△1,119	△ 5.8
素 材 加 工 事 業	10,253	16.6	9,366	16.7	△ 887	△ 8.7
情 報 関 連 事 業	2,447	4.0	3,015	5.4	568	23.2
そ の 他 の 事 業	300	0.5	240	0.4	△ 60	△20.0
合 計	61,593	100.0	56,057	100.0	△5,536	△ 9.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は1,683百万円であります。その内訳は、生産関係設備に対する投資が1,190百万円、営業関係設備に対する投資が492百万円であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資に必要な資金については、自己資金および金融機関よりの借入によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

今後の楽器業界の経営環境は、国内市場においては引き続き消費の二極化が進み、高付加価値ピアノの需要は一定のボリュームを維持し、家電量販店や楽器量販店における電子ピアノは堅調に推移するものとみられます。一方、海外市場においては北米や欧州では一時期の厳しい状況からは脱するものとみられ、中国や新興国では緩やかに拡大するものとみられます。

このような状況の下、当社グループは、新たに平成22年4月から平成25年3月までの3年間を期間とする「第3次中期経営計画」を策定し、長期ビジョンとして「限りある資源を有効活用し、地球にやさしいものづくりをめざす」、「幼児から高齢者まで、心の豊かさと体の健康づくりを支援」、「グローバルブランドの確

立をめざす」の3点を掲げ、長期的に会社のめざす方向性を明確にし、将来を見据えた事業基盤づくりを行うとともに、持続的成長のための構造改革に取り組んでまいります。

具体的には、「成長市場へ向けたチャレンジ」と「基盤事業の構造改革による収益性向上」を基本方針として以下の重点戦略を策定し、実施してまいります。

楽器事業においては、グローバルブランドの確立をめざしてピアノづくりの将来を見据えた生産・開発体制の整備を進めるとともに、最高級グランドピアノ「Shigeru Kawai」シリーズをはじめとする高付加価値ピアノを世界市場で拡販してまいります。成長が続く中国市場においては、楽器需要の創造から生産、販売、サービスに至る体制の強化を図ることにより総合力を発揮し収益の拡大を図ってまいります。また、成熟市場・成長市場・新興市場別に販売および製品戦略を策定し競争力を高めることにより、世界市場におけるピアノ販売量の拡大をめざしてまいります。一方、国内市場では、都市部の人口増加エリアへ経営資源を集中させ、市場縮小に対応した効率的な販売体制の構築をめざし、店舗を核とした販売活動の展開、ITの効果的活用等を実施してまいります。

教育関連事業においては、音楽教室事業では、都市部の人口集中エリアへの音楽教室の新設を加速させ、さらに魅力ある音楽教室をめざすとともに、体育事業は健康増進をテーマに、幼児・児童向け体育教室ではコースの新設・拡充を図り、成人・高齢者向けには介護予防、特定保健指導といった健康づくり支援事業を全国の市町村を対象に展開してまいります。

素材加工事業では、市場拡大が見込まれる自動車CVT向けなど環境関連部品の金属加工を手がける金属事業における生産体制のさらなる強化、品質・コスト・納期の改善による技術競争力の確保を図ってまいります。

これらの施策を実施することにより安定的な利益を確保し、着実な成長を図ってまいります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

区分	期別	第80期 (18.4～19.3)	第81期 (19.4～20.3)	第82期 (20.4～21.3)	第83期 (当連結会計年度) (21.4～22.3)
売上高 (百万円)		68,234	71,029	61,593	56,057
経常利益 (百万円)		2,843	1,678	△ 146	1,929
当期純利益 (百万円)		3,149	1,153	△ 784	1,319
1株当たり当期純利益 (円)		36.81	13.49	△ 9.18	15.43
総資産 (百万円)		41,578	41,022	36,978	37,911
純資産 (百万円)		13,443	14,051	11,016	12,555

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、第80期における第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による株式数の増加については権利が行使された月末より株式数が増加したものととして算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
カワイアメリカコーポレーション	28,000 千US\$	100.0%	米国における楽器の卸販売
カワイヨーロッパ GmbH	7,358 千Eur	100.0	欧州における楽器の卸販売
PT. カワイインドネシア	9,100 千US\$	100.0	楽器および楽器部品の製造
カワイ精密金属株式会社	200,000 千円	100.0	精密異形圧延技術による各種金属の加工および販売

(7) 主要な事業内容

事業部門	主な事業内容
楽器事業	楽器（ピアノ、電子楽器等）の製造仕入・販売、楽器の調律・修理
教育関連事業	音楽教室および体育教室の運営、楽譜および音楽用教育ソフトの制作・販売
素材加工事業	電子電気部品用金属材料の加工、自動車部品用材料の加工、防音室および音響部材の製造・販売
情報関連事業	OA機器の販売・保守、コンピュータソフトウェアの開発・販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

本	社	浜松市中区
関 東 支	社	東京都渋谷区
中 部 支	社	名古屋市中区
関 西 支	社	大阪市中央区
竜 洋 工 場		静岡県磐田市（ピアノ製造）

② 主要な子会社の事業所

<販売会社>

カワイアメリカコーポレーション	アメリカ
カワイヨーロッパ GmbH	ドイツ
河合貿易（上海）有限公司	中国

<生産会社>

PT. カワイインドネシア	インドネシア
ミディミュージックセンター Inc.	アメリカ（電子オルガン）
河合楽器（寧波）有限公司	中国（ピアノ部品）
カワイ精密金属株式会社	浜松市北区および長野県松本市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,851名	62名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,648名	119名減	45.3歳	22.9年

(注) 上記の他に出勤者 220名（前事業年度末比 12名減）および臨時従業員 234名（前事業年度末比136名減）があります。

(10) 主要な借入先

借 入 先 名	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,208百万円
中央三井信託銀行株式会社	1,059
株式会社静岡銀行	1,056

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 342,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 85,526,091株（自己株式84,517株を除く）
- (3) 株主数 11,469名
- (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株式会社河合社団	4,778千株	5.6%
東京海上日動火災保険株式会社	2,750	3.2
明治安田生命保険相互会社	2,700	3.2
小 手 川 隆	2,300	2.7
共栄火災海上保険株式会社	2,250	2.6
河合楽器取引先持株会	2,199	2.6
カワイ従業員持株会	2,183	2.6
株式会社静岡銀行	2,040	2.4
日本生命保険相互会社	1,873	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,612	1.9

(注) 持株比率については自己株式（84,517株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 合 弘 隆	財団法人サウンド技術振興財団 理事長
		カワイ精密金属株式会社 取締役
		株式会社河合社団 監査役
取 締 役	笠 原 裕	副社長執行役員・経営企画部長
取 締 役	嶋 岡 伸 治	常務執行役員・経理財務情報部門担当
		株式会社カワイビジネスソフトウェア 代表取締役社長
取 締 役	河 崎 哲 男	常務執行役員・生産統括部長
		カワイ精密金属株式会社 代表取締役社長
		PT. カワイインドネシア 代表取締役社長
		河合楽器（寧波）有限公司 董事長
取 締 役	小 倉 克 夫	上席執行役員・海外統括部長
		カワイアメリカコーポレーション 代表取締役社長
		カワイヨーロッパGmbH 代表取締役社長
		カワイオーストラリア PTY. Ltd. 代表取締役社長
		河合貿易（上海）有限公司 董事長
取 締 役	大 窪 素 雄	上席執行役員・国内営業本部長
取 締 役	佐 野 良 夫	上席執行役員・総務人事部長
監 査 役（常勤）	石 田 敏 雄	PT. カワイインドネシア コミサリス
		カワイ精密金属株式会社 監査役
監 査 役（常勤）	高 木 和	
監 査 役	田 畑 知 久	田畑知久法律事務所
監 査 役	都 築 知 也	都築知也税理士事務所

- (注) 1. 監査役 田畑知久氏および都築知也氏は社外監査役であります。
2. 監査役 都築知也氏は税理士の資格を有し、各地の税務署長を歴任され、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 佐野良夫氏および監査役 石田敏雄氏は、平成21年6月26日開催の第82期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 取締役 石田敏雄氏は、平成21年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 監査役 安部敏弘氏は平成21年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	92,882千円	
監 査 役	5名	32,100千円	(うち社外監査役 2名 10,700千円)
合 計	13名	124,982千円	

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成元年6月29日開催の第62期定時株主総会において、取締役の報酬額は、月額2,000万円以内(ただし、使用人分給与を含まない)、監査役については月額400万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成21年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名に対する報酬を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (11回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 田畑知久	4回	36.4%	5回	35.7%
監査役 都築知也	11回	100.0%	14回	100.0%

(b) 取締役会における発言状況

監査役 田畑知久氏は主として弁護士としての見地から、監査役 都築知也氏は主として税理士としての財務・会計の見地から、それぞれ適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 明治監査法人
(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,175千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,175千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人の独立性および監査体制その他の職務の実施に関する体制を考慮し、監査役と十分な連携をとりつつ、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針であります。取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(5) 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、カワイアメリカコーポレーション、カワイヨーロッパ GmbH、PT. カワイインドネシアは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、株主の皆様や国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等の当社ステークホルダーに対する企業価値の向上が経営の基本と考え、その実現

に向け、当社グループの担っている社会的責任を自覚し、日常の業務遂行において、法令等の遵守のみならず、社会的規範に則った行動を目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、当社グループの全役員および従業員等が遵守すべき事項を定めた「カワイ倫理規範」、「倫理行動規程」を制定、施行しております。この規範等の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」および関連規程類を整備するとともに、社外の有識者を加えた「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項の審議および社内への教育・啓蒙を行っております。

- (b) 当社グループ全体のコンプライアンスに関わる相談・通報システムとして、社内通報制度を構築し、その展開に努めております。
- (c) 内部監査部門では、当社グループ全体のコンプライアンス面での社内周知の徹底状況等の監査を行っております。
- (d) 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示により経営の透明性を高めるよう努めております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の保存および管理については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」および関連規程類を整備し、その対象、保存すべき期間等を明確化するとともに、必要に応じてその運用状況の検証、規程類の見直しを進めております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループ全体としての総合的、包括的リスクの評価、管理を行うため、「リスクマネジメント基本規程」を制定、施行するとともに、当社取締役を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、その傘下に部門横断的分野別の防災、安全衛生、コンプライアンス、環境問題、情報セキュリティ等の各委員会を設置しております。
- (b) 「リスクマネジメント委員会」においては、関連する規程類の整備および運用状況の確認、要員へのリスクを想定した訓練、研修カリキュラム等を企画実行するとともに、全社リスク管理状況を定期的に取締役会に報告するものとしております。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、当社取締役を責任者とする「緊急対策本部」をただちに設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整備することとしております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社では、執行役員制度を採用することにより、取締役を少数に留め、取締役会における意思決定を迅速化させるとともに、「執行役員規程」等に基づき、執行役員に業務執行権限を委譲し、執行責任を明確にする体制を

っております。

- (b) 当社は、変化の激しい経営環境に対応するため、取締役会を定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、法令・定款で定められた事項、その他当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等の重要事項の決定および経営計画の遂行状況、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- (c) 取締役会における審議内容の充実と効率性の向上を図るため、経営テーマに応じて経営会議を設置し、集中的に審議する体制を整えております。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社および関係会社に対しては、当社としての担当役員および管掌部門を置き、子会社および関係会社における経営状況等の総括的管理を行う体制をとっております。
- (b) 内部監査部門は、当社規程に準じて、各子会社および関係会社における業務執行状況、当社との取引状況等を評価、監査するものとしております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年5月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことについては求めておりません。

ト. 監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものいたします。

チ. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとしております。
- (b) 監査役は、必要に応じ、経営会議等重要な会議に出席し、取締役および従業員から報告を受け、また議事録、稟議書等重要な文書の閲覧を行うことができるものとしております。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、監査役に対し、当社取締役および当社会計監査人とそれぞれ必要に応じ、十分な意見交換を行う機会を設けることにより、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。
- (b) 内部監査部門は、監査役と十分な連携を保ち、当社監査体制と内部統制シ

ステム体制との調整を図り、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第39条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することとしております。

また、剰余金の配当方針としましては、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針としており、現在は期末配当のみを行うこととしております。

この配当方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては1株につき2円50銭とさせていただきます、平成22年6月29日開催予定の第83期定時株主総会において付議させていただきます。

(3) 会社の支配に関する基本方針

イ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様からの自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様から当社の株主となっただき、また、その様々なご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買付けようとする事例も少なくありません。このような買付けの中には、当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様から十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からの様々な意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業の軸は音楽・教育分野にあり、これら事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業である

と考えております。このような事業の運営においては、経済的側面のみならず文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経営姿勢についても、十分にご理解をいただけることが望ましいと考えております。

ロ. 基本方針に関する取組み

(a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家の皆様からの当社への投資を促進させ、結果として、上記イ. の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(i) 当社は、平成25年3月までの3ヵ年を対象期間とする「第3次中期経営計画」を、平成22年4月1日よりスタートさせております。「第3次中期経営計画」では、長期的に会社のめざす方向性を明確にし、将来を見据えた事業基盤づくりを行うとともに、持続的成長のための構造改革に取り組んでまいります。なお、「第3次中期経営計画」の詳細につきましては、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題の中で記載いたしましたとおりです。

(ii) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年として、ガバナンス体制の強化を図っております。

また当社は、独立性の高い社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監査に当たらせております。

(iii) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年6月28日開催の第80期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。旧プランの有効期間の満了に伴い、平成22年5月25日開催の当社取締役会において、同年6月29日開催予定の

第83期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、旧プランの内容を一部改定のうえ、新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決議しております。

株主の皆様にお諮りする本プランの詳細は、本定時株主総会の招集ご通知の株主総会参考書類における第5号議案に記載いたしましたとおりです。

ハ、当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(a) ロ. (a) の取組みについて

「第3次中期経営計画」に掲げました施策に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外監査役による取締役の業務執行監査については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また当社の会社役員の地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の皆様の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会社役員の地位を維持するものでもないと考えております。

(b) ロ. (b) の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

(i) 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供、および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。

(ii) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値および株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の

会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。

- (iii) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後3年毎に、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様に対して本プランの継続の是非をお諮りすることとしております。また、取締役の任期を1年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の皆様の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることをないよう努めております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債の部及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	18,195,312	流動負債	12,748,093
現金及び預金	6,354,415	支払手形及び買掛金	3,672,995
受取手形及び売掛金	4,877,550	短期借入金	3,660,699
有価証券	160,000	一年内償還予定の社債	225,000
商品及び製品	3,289,304	未払金	1,590,037
仕掛品	1,262,497	未払法人税等	381,757
原材料及び貯蔵品	1,341,032	未払事業所税	45,328
繰延税金資産	37,761	賞与引当金	866,864
その他	1,154,553	製品保証引当金	51,868
貸倒引当金	△281,803	拠点統合引当金	53,166
固定資産	19,715,973	リース債務	50,871
有形固定資産	15,093,294	その他	2,149,504
建物及び構築物	5,586,762	固定負債	12,607,387
機械装置及び運搬具	1,921,203	社債	112,500
土地	6,034,636	長期借入金	3,582,686
建設仮勘定	623,907	繰延税金負債	29,742
リース資産	104,348	退職給付引当金	7,967,271
その他	822,435	リース債務	55,659
無形固定資産	1,211,684	環境対策引当金	44,713
ソフトウェア	818,282	その他	814,814
その他	393,401	負債合計	25,355,480
投資その他の資産	3,410,994	純資産の部	
投資有価証券	985,718	株主資本	13,548,663
繰延税金資産	597,339	資本金	6,609,762
その他	1,949,106	資本剰余金	744,565
貸倒引当金	△121,170	利益剰余金	6,207,922
		自己株式	△13,586
		評価・換算差額等	△992,858
		その他有価証券評価差額金	150,409
		為替換算調整勘定	△1,143,267
		純資産合計	12,555,804
資産合計	37,911,285	負債及び純資産合計	37,911,285

連結損益計算書

自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		56,057,714
売 上 原 価		41,864,184
割賦販売未実現利益戻入額		344
売 上 総 利 益		14,193,873
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,093,263
営 業 利 益		2,100,610
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	32,174	
為 替 差 益	41,941	
そ の 他	233,219	307,335
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	235,842	
そ の 他	242,371	478,214
経 常 利 益		1,929,732
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	117	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	24,418	
補 助 金 収 入 額	100,397	
そ の 他	1,922	126,856
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,082	
減 損 損 失	25,460	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	44,713	
過 年 度 付 加 価 値 税 等	318,512	401,768
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,654,820
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	401,135	
法 人 税 等 調 整 額	△65,595	335,540
当 期 純 利 益		1,319,279

連結株主資本等変動計算書

自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	6,609,762	744,565	5,016,936	△13,214	12,358,048
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△128,293		△128,293
当期純利益			1,319,279		1,319,279
自己株式の取得				△371	△371
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,190,985	△371	1,190,614
平成22年3月31日残高	6,609,762	744,565	6,207,922	△13,586	13,548,663

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	155,426	△1,497,389	△1,341,963	11,016,085
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△128,293
当期純利益			-	1,319,279
自己株式の取得			-	△371
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額	△5,016	354,121	349,104	349,104
連結会計年度中の変動額合計	△5,016	354,121	349,104	1,539,719
平成22年3月31日残高	150,409	△1,143,267	△992,858	12,555,804

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	17社
主要な連結子会社の名称	カワイアメリカコーポレーション カワイヨーロッパGmbH PT. カワイインドネシア カワイ精密金属株式会社 新規…なし 除外…なし

②非連結子会社の状況

非連結子会社の数	4社
主要な非連結子会社の名称	カワイUK Ltd.

非連結子会社につきましては、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。なお、非連結子会社につきましては、全て持分法を適用しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社の数 4社

持分法適用非連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社については、その子会社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

なお、当社には関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カワイアメリカコーポレーションおよびその連結子会社、カワイヨーロッパGmbH、カワイオーストラリアPTY. Ltd.、PT. カワイインドネシア、河合貿易（上海）有限公司、ならびに河合楽器（寧波）有限公司の在外連結子会社9社の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っており

ます。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法（定額法）

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

デリバティブ

たな卸資産

原則として時価法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

但し、在外連結子会社は低価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法

在外連結子会社は定額法

平成10年4月1日以降に取得した国内の建物（建物附属設備を除く）については定額法

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年均等償却

（主な耐用年数）

建物及び構築物

3～50年

機械装置及び運搬具

2～9年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

リース資産

（所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

製品保証引当金

将来的な製品保証対応に備えて、ピアノおよび電子楽器の保証費用見積額を計上しております。

拠点統合引当金

国内の事務所・教場等の統廃合の実施に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、カワイアメリカコーポレーションは、確定拠出型退職年金制度であります。

環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

（追加情報）

PCB廃棄物の処理に係る費用の見積りが可能となったことに伴い、当連結会計年度より環境対策引当金を計上することといたしました。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は44,713千円減少しております。

④重要な外貨建の資産および負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、当該会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。なお、外貨建債権のうち、為替予約については振当処理の要件を満たしているため振当処理を行っており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため特例処理によっております。

⑥消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑦連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 21,357,783千円

(2) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

有 価 証 券	160,000千円
有 形 固 定 資 産	5,822,316千円
投 資 そ の 他 の 資 産	109,928千円

②担保に係る債務

長 期 借 入 金	1,940,472千円
社 債	337,500千円

(3) 偶発債務

保 証 債 務 残 高	78,976千円
取引先に対する保証債務	76,387千円
株式会社カワイ旅行センター	2,588千円

(4) 当座貸越契約および貸出コミットメント契約

当社および子会社（カワイ精密金属株式会社、カワイアメリカコーポレーション）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	4,537,005千円
借入実行残高	1,585,000千円
差引額	2,952,005千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにつき減損損失を計上しました。

場 所	静岡県浜松市他
用 途	遊休資産
種 類	無形固定資産（電話加入権）
減 損 損 失	25,460千円

当社グループは、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っております。また、遊休資産等については個別にグルーピングを行っております。

当社グループは営業拠点等の統廃合および社内通信体制の改善を進めておりますが、その過程で遊休状態となった電話加入権が発生しました。事実上電話加入権の売買が困難となっているため、当該資産の帳簿価額を備忘価額（電話加入権1件当たり1円）まで減額しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

85,610,608株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

平成21年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 128,293千円

1株当たりの配当額 1円50銭

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月29日

②基準日が、当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成22年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 213,815千円

1株当たりの配当額 2円50銭

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金及び預金	6,354,415	6,354,415	-
② 受取手形及び売掛金	4,877,550	4,877,550	-
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	269,928	272,146	2,218
その他有価証券	470,315	470,315	-
④ 支払手形及び買掛金	(3,672,995)	(3,672,995)	-
⑤ 短期借入金	(1,695,000)	(1,695,000)	-
⑥ 社債	(337,500)	(339,069)	1,569
⑦ 長期借入金	(5,548,386)	(5,556,939)	8,553
⑧ デリバティブ取引	(13,776)	(13,776)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、ならびに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥社債、ならびに⑦長期借入金

社債ならびに長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記⑧参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑧デリバティブ取引

(a) ヘッジ会計の適用されないもの

市場取引以外のスワップ取引であり、その時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格を使用しております。

(b) ヘッジ会計の適用されているもの

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価を含めて記載しております（上記②参照）。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております（上記⑦参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額405,474千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	146円81銭
1株当たり当期純利益	15円43銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社 河合楽器製作所
取締役会 御 中

明 治 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 堀 江 清 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 笹 山 淳 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 塚 越 継 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第83期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月24日

株式会社 河合楽器製作所 監査役会

常勤監査役 石田 敏雄 ⑧

常勤監査役 高木 和 ⑧

社外監査役 田畑 知久 ⑧

社外監査役 都築 知也 ⑧

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債の部及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,688,158	流 動 負 債	12,071,536
現金及び預金	4,392,108	支払手形	1,281,623
受取手形	196,394	買掛金	2,270,504
売掛金	3,344,646	短期借入金	4,580,404
商品及び製品	1,573,347	一年内償還予定の社債	225,000
仕掛品	753,859	未払金	1,136,662
原材料及び貯蔵品	652,751	未払法人税等	231,000
前払費用	6,159	未払事業所税	35,200
短期貸付金	322,353	未払消費税等	219,119
未収入金	736,019	未払費用	487,784
その他の金	1,699,948	前受金	61,822
貸倒引当金	69,570	預り金	193,984
	△59,000	賞与引当金	717,675
固 定 資 産	19,499,769	拠点統合引当金	53,166
有 形 固 定 資 産	10,768,484	割賦販売未実現利益	15
建物	3,323,864	設備購入支払手形	2,575
構築物	171,612	設備購入未払金	384,343
機械及び装置	897,790	リース債務	137,471
車両運搬具	2,618	その他	53,182
工具、器具及び備品	555,606	固 定 負 債	11,086,109
土地	5,567,323	社債	112,500
建設仮勘定	15,070	長期借入金	2,716,122
リース資産	234,598	退職給付引当金	7,378,090
無 形 固 定 資 産	1,024,640	預り保証金	248,402
借地権	27,000	長期未払金	480,365
電話加入権	71,930	リース債務	100,497
ソフトウェア	801,215	環境対策引当金	36,288
その他	124,493	その他	13,842
投 資 そ の 他 の 資 産	7,706,645	負 債 合 計	23,157,646
投資有価証券	521,906	純 資 産 の 部	
関係会社株式	3,547,422	株 主 資 本	9,892,995
関係会社出資	1,176,692	資本	6,609,762
長期貸付金	243,227	資本剰余金	744,565
破産更生債権等	27,929	資本準備金	744,565
長期前払費用	73,139	利益剰余金	2,552,254
繰延税金資産	600,503	利益準備金	98,374
敷入金	1,425,062	その他利益剰余金	2,453,880
差入保証金	122,452	繰越利益剰余金	2,453,880
預託金	17,530	自 己 株 式	△13,586
その他	39,778		
貸倒引当金	△35,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	137,287
投資損失引当金	△54,000	その他有価証券評価差額金	137,287
資 産 合 計	33,187,928	純 資 産 合 計	10,030,282
		負債及び純資産合計	33,187,928

損 益 計 算 書

自 平成21年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		47,241,926
売 上 原 価		36,899,794
割 賦 販 売 未 実 現 利 益 戻 入 額		344
売 上 総 利 益		10,342,476
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,446,943
営 業 利 益		895,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	173,168	
そ の 他	291,505	464,673
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	208,829	
為 替 差 損	12,510	
そ の 他	277,453	498,792
経 常 利 益		861,413
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	74	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	18,710	
補 助 金 収 入	32,887	51,673
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,975	
減 損 損 失	23,903	
子 会 社 整 理 損	35,000	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	36,288	99,166
税 引 前 当 期 純 利 益		813,920
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△99,962	
法 人 税 等 調 整 額	△224,204	△324,166
当 期 純 利 益		1,138,087

株主資本等変動計算書

自 平成21年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
平成21年 3 月 31 日 残高	6,609,762	744,565	744,565	85,544	1,456,916	1,542,460
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			-		△128,293	△128,293
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			-	12,829	△12,829	-
当期純利益			-		1,138,087	1,138,087
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額			-			-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	12,829	996,964	1,009,793
平成22年 3 月 31 日 残高	6,609,762	744,565	744,565	98,374	2,453,880	2,552,254

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年 3 月 31 日 残高	△13,214	8,883,573	157,898	9,041,472
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△128,293		△128,293
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		-		-
当期純利益		1,138,087		1,138,087
自己株式の取得	△371	△371		△371
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額		-	△20,611	△20,611
事業年度中の変動額合計	△371	1,009,421	△20,611	988,810
平成22年 3 月 31 日 残高	△13,586	9,892,995	137,287	10,030,282

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
	時価のないもの 総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法 原則として時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 但し、賃貸設備については定額法 平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却
----------------------	---

(主な耐用年数)

建物 3～50年
機械及び装置 2～9年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

財政状態の悪化した子会社の株式について、当該株式の投資価値の低下による損失に備えるため、子会社の経営成績および財政状態を勘案し、回収不能見込額を計上しております。従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

賞与引当金

拠点統合引当金

国内の事務所・教場等の統廃合の実施に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に

環境対策引当金

おける従業員の平均残存勤務期間以内の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

（追加情報）

PCB廃棄物の処理に係る費用の見積りが可能となったことに伴い、当事業年度より環境対策引当金を計上することといたしました。この結果、当事業年度の税引前当期純利益は36,288千円減少しております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。なお、外貨建債権のうち、為替予約については振当処理の要件を満たしているため振当処理を行っており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため特例処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(9) 会計方針の変更

該当ありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	3,373,836千円
長期金銭債権	243,227千円
短期金銭債務	2,516,197千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,375,024千円

(3) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額
 圧縮記帳累計額 67,714千円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	1,820,976千円
土	地	3,962,366千円

②担保に係る債務

長期借入金	1,940,472千円
(内1年以内返済予定分)	1,082,008千円
社債	337,500千円
(内1年以内償還予定分)	225,000千円

(5) 偶発債務

保証債務残高	256,268千円
カワイアメリカコーポレーション	148,864千円
カワイカナダミュージックLtd.	54,816千円
株式会社カワイ友の会	50,000千円
株式会社カワイ旅行センター	2,588千円

(6) 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

これら契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	4,300,000千円
借入実行残高	1,535,000千円
差引額	2,765,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	4,815,879千円
仕入高	12,192,872千円
営業取引以外の取引高	373,946千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループにつき減損損失を計上しま

した。

場 所	静岡県浜松市他
用 途	遊休資産
種 類	無形固定資産（電話加入権）
減 損 損 失	23,903千円

当社は、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っております。また、遊休資産等については個別にグルーピングを行っております。

当社は営業拠点等の統廃合および社内通信体制の改善を進めておりますが、その過程で遊休状態となった電話加入権が発生しました。事実上電話加入権の売買が困難となっているため、当該資産の帳簿価額を備忘価額（電話加入権1件当たり1円）まで減額しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 84,517株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰延欠損金	1,472,025千円
退職給付引当金	2,932,053千円
賞与引当金	323,952千円
減損損失	40,221千円
関係会社株式評価損	954,304千円
その他の	135,669千円

繰延税金資産小計	5,858,227千円
評価性引当額	△5,134,418千円
繰延税金資産合計	723,809千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△90,537千円
その他の	△32,768千円
繰延税金負債合計	△123,305千円

繰延税金資産の純額	600,503千円
-----------	-----------

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、音楽教室用備品の一部、電子計算機およ

びその他の事務機器の一部については所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合
子会社	カワイ精密金属(株)	静岡県浜松市北区	千円 200,000	精密異形圧延技術による各種金属の加工販売及び治工具の製造	直接 100%
子会社	(株)カワイ友の会	静岡県浜松市中区	千円 100,000	会員の前払式特定取引及びサービスの提供	直接 100%
子会社	カワイアメリカコーポレーション	アメリカ合衆国カリフォルニア州ランチョ・ドミンガス	千US\$ 28,000	米国における楽器の卸販売	直接 100%
子会社	カワイヨーロッパ GmbH	ドイツ連邦共和国クレフェルト市	千EUR 7,358	ヨーロッパにおける楽器の卸販売	直接 100%
子会社	PT. カワイインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県	千US\$ 9,100	楽器、楽器部品の製造及び楽器部品の調達	直接 100%

会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
カワイ精密金属(株)	精密異形圧延技術による各種金属の加工委託及び治工具の購入 資金の借入 役員の兼任	有償支給 (注3)	4,603,303	未収入金	513,453
		製品の仕入 (注1)	6,126,467	買掛金	569,356
		資金の借入 (注2)	290,000	短期借入金	500,000
(株)カワイ友の会	製品商品の会員への販売 資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注2)	60,000	短期借入金	369,000
カワイアメリカコーポレーション	当社製品商品の米国総販売代理店 資金の援助 役員の兼任	製品の販売 (注3)	1,592,876	売掛金	732,017
		資金の貸付 (注4)	163,217	短期貸付金	355,476
			-	長期貸付金	49,610
カワイヨーロッパ GmbH	当社製品商品のヨーロッパにおける卸販売 役員の兼任	製品の販売 (注3)	2,108,276	売掛金	446,111
PT. カワイインドネシア	楽器及び楽器部品の購入 役員の兼任	有償支給 (注3)	1,241,320	未収入金	582,151
		資金の貸付 (注4)	-	短期貸付金	327,593
			-	長期貸付金	193,616

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注2) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限を1年とする極度借入契約により、借入、返済を行っております。なお、担保は提供しておりません。
- (注3) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- (注4) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は、個別の貸付契約により決定しております。なお、担保の提供は受けておりません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	117円28銭
1 株当たり当期純利益	13円31銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社 河合楽器製作所
取締役会 御中

明 治 監 査 法 人

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 堀 江 清 久 ㊞

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 笹 山 淳 ㊞

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 塚 越 継 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月24日

株式会社	河合楽器製作所	監査役会
常勤監査役	石田 敏 雄	㊟
常勤監査役	高 木 和	㊟
社外監査役	田 畑 知 久	㊟
社外監査役	都 築 知 也	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、現在は原則として期末配当のみを行うこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては株主各位の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は213,815,228円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

現任取締役全員7名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者全員は、本総会の第5号議案の承認を条件に更新予定の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に賛成する旨を表明しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	河合弘隆 (昭和22年6月27日生)	昭和51年1月 当社入社 昭和54年8月 当社取締役 昭和58年8月 当社常務取締役 昭和60年8月 当社代表取締役専務 昭和62年6月 当社代表取締役副社長 平成元年10月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 財団法人サウンド技術振興財団 理事長 カワイ精密金属株式会社 取締役 株式会社河合社団 監査役	株 989,000

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	笠 原 裕 (昭和22年 7 月 1 日生)	昭和46年 5 月 当社入社 昭和62年 9 月 カワイヨーロッパGmbH支配人 平成14年 6 月 当社音楽教育事業部長 平成14年12月 当社総合企画部長 平成16年 4 月 当社経営企画部長 平成16年 6 月 当社取締役（現任） 平成17年 6 月 当社常務執行役員 平成17年11月 当社専務執行役員 平成18年 6 月 当社副社長執行役員（現任）	株 134,000
3	河 崎 哲 男 (昭和22年 4 月16日生)	昭和45年 4 月 当社入社 平成13年 6 月 カワイ精密金属株式会社 代表取締役社長（現任） 平成14年 1 月 金属事業部長 平成15年 6 月 当社執行役員 平成16年 4 月 当社推進事業本部長 平成17年 6 月 当社取締役（現任） 当社上席執行役員 平成18年 6 月 当社生産統括部長（現任） 当社常務執行役員（現任） 平成20年 2 月 当社ピアノ事業部長 (重要な兼職の状況) カワイ精密金属株式会社 代表取締役社長 PT. カワイインドネシア 代表取締役社長 河合楽器（寧波）有限公司 董事長	株 65,000
4	嶋 岡 伸 治 (昭和23年10月 5 日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成14年12月 当社経理部次長 平成15年 6 月 当社財務部長 平成16年 6 月 当社取締役（現任） 平成17年 6 月 当社常務執行役員（現任） 平成18年12月 当社情報システム部長 平成21年 2 月 株式会社カワイビジネスソフトウェア 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社カワイビジネスソフトウェア 代表取締役社 長	株 59,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	小倉 克夫 (昭和23年11月1日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年2月 カワイヨーロッパGmbH支配人 平成16年6月 当社楽器事業本部海外統括部長 平成17年6月 当社上席執行役員（現任） 平成18年6月 当社海外統括部長（現任） 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) カワイアメリカコーポレーション 代表取締役社長 カワイヨーロッパGmbH 代表取締役社長 カワイオーストラリア PTY. Ltd. 代表取締役社長 河合貿易（上海）有限公司 董事長	株 46,000
6	大窪 素雄 (昭和22年12月19日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年2月 当社体育事業部長 平成14年12月 当社音楽教育事業部長 平成16年5月 当社中部支社長 平成18年2月 当社関東支社長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年2月 当社国内営業本部長（現任） 平成20年6月 当社取締役（現任） 当社上席執行役員（現任）	株 27,000
7	佐野 良夫 (昭和24年12月12日生)	昭和40年4月 当社入社 平成12年4月 株式会社カワイハイパーウッド 中郡工場長 平成14年6月 株式会社カワイハイパーウッド 代表取締役社長 平成16年8月 当社塗装事業部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役（現任） 当社上席執行役員（現任） 当社総務人事部長（現任）	株 23,000

(注) 取締役候補者 河合弘隆氏は財団法人サウンド技術振興財団の理事長を兼ね、当社は同財団に対する寄付金の拠出ならびに建物の賃貸借等の取引関係があります。
その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 田畑知久氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者は監査役 田畑知久氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第30条第2項の定めにより、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
田畑隆久 (昭和31年8月28日生)	昭和55年4月 株式会社東京會館入社 昭和62年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入社 平成3年3月 公認会計士登録 平成5年6月 田畑公認会計士事務所開設 平成18年6月 当社補欠監査役(現任) (重要な兼職の状況) 田畑公認会計士事務所 代表	株 0

- (注) 1. 監査役候補者は新任候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者は社外監査役の候補者であります。
4. 田畑隆久氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な知見および高い見識を有され、それらを当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、社外監査役としての職務遂行が適切に遂行できるものと判断したためであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の補欠監査役の選任決議の有効期間が本総会開始の時までとなっておりま
すので、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備えて、社外監査役
である都築知也氏および第3号議案の承認を条件に就任予定の田畑隆久氏の補欠
の社外監査役として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存
じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、
取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていた
だきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
片桐一成 (昭和22年7月9日生)	昭和47年3月 東京大学卒業 昭和57年10月 司法試験合格 昭和60年3月 司法研修所卒業 昭和60年4月 片桐一成法律事務所開設 (重要な兼職の状況) 片桐一成法律事務所 代表	株 0

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 片桐一成氏を補欠監査役候補者とした理由は、弁護士として豊富な知見および高い見識を有され、それらを当社監査体制の強化に活かしていただけることが期待でき、社外監査役としての職務遂行が適切に遂行できるものと判断したためであります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件
平成19年6月28日開催の第80期定時株主総会決議に基づき導入いたしました、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「旧プラン」といいます。）の有効期間は本総会終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了を迎えるにあたり、平成22年5月25日開催の取締役会において、本総会におけるご承認を効力発生の条件として、基本的に旧プランの内容を継承した上で、その内容を一部改定し、新たな対応方針として下記の内容にて更新（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

つきましては、本プランにつき、株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、主な改定内容は次のとおりであります。

- 1) 当社を設定する大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者または大規模買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合として、買付条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切な買付である場合を追加いたしました。
- 2) 当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上の観点から、法令等の改正を本プランに反映させることが適切である場合、本プランの内容変更を伴わない軽微な字句の修正を行うことが適切であると判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、当社取締役会の決議に基づいて、本プランを変更できる旨を明記いたしました。

記

1. 本プラン更新の目的

(1) 当社における企業価値および株主共同の利益の確保および向上のための取り組み

① 経営の理念

当社は、「創造性豊かな好感度企業をめざして」

- (i) 快適で豊かな生活環境を創造すること
- (ii) お客様の満足を第一に商品・サービスを提供すること
- (iii) 新しい時代に向かって企業活動を推進すること
- (iv) 社員を大切に、明るい企業をめざすこと

を「経営の理念」に掲げ、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーにお客様に提供していくことで、当社における企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることに努めております。

② 当社における企業価値および株主共同の利益の源泉

当社は楽器製造販売業として、創業者の夢であった「世界一のピアノづくり」をめざして、その専門知識、経験、ノウハウの蓄積に努めてまいりました。ピアノづくりは100年事業との認識のもとに、この夢の実現に向け、さらなる品質の向上および技術革新に努めております。

また当社は、伝統に裏づけされた楽器製造販売事業より派生した周辺事業、具体的には全国に約4,500箇所の直営教室を展開する音楽教室事業、子供対象の体育教室および近年注目を浴びております成人・高齢者向けの健康教室等を展開する体育事業、楽器の発音体の製法研究から生まれた高精度な圧延技術による金属事業、ピアノ塗装から生まれた本漆塗装技術による塗装事業等の成長にも支えられ現在に至っており、これらの事業が相互に機能することにより当社ブランドイメージを向上させ、企業価値を生み出しております。

特に国内における楽器販売および音楽教室事業におきましては、お客様に音楽教室でピアノを学んでいただき、製品を購入していただき、調律等アフターサービスをさせていただくといった、直販制度を取り入れた当社ならではのビジネスモデルを構築しており、ピアノという息の長い商品を通じた、お客様との継続的な信頼関係をもとに事業活動を進めております。

さらに当社では、昭和38年以来今日までカワイ音楽振興会により、数多くの著名音楽家の招聘を実現し、日本の音楽文化の発展に寄与するとともに、延べ2,100回を超えるカワイコンサートの開催によって、地方においても良質な演奏を聞くことのできる機会を創出してまいりました。このような音楽普及活動は、メーカーとして単に楽器を提供するのみでなく、様々なジャンルの音楽家・演奏家との不断の良好な関係を維持することで、当社を取り巻く様々なステークホルダーの皆様のご理解・ご共感をいただけたことにより成り立っているものと理解しております。

こうした当社グループのハード、ソフト両面からの事業活動の推進が、当社における企業価値および株主共同の利益の源泉であると考えております。

③ 第3次中期経営計画

当社は、平成25年3月までの3ヵ年を対象期間とする「第3次中期経営計画」を本年4月1日よりスタートさせました。この「第3次中期経営計画」においては、長期的に会社のめざす方向性を明確にし、将来を見据えた事業基盤づくりを行うとともに、持続的成長のための構造改革に取り組む所存であります。

「第3次中期経営計画」の具体的な施策等につきましては、本総会の招集ご通知の添付書類であります第83期事業報告の1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題において記載いたしましたとおりであります。

同計画における重点施策の着実な実行が、当社における企業価値の拡大、株主共同の利益の向上に資するものであると考えております。

④ 企業価値・株主共同の利益の向上のための不可欠な仕組みについて

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のための不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレートガバナンスの強化を重要な課題に掲げ、これに取り組んできております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用し、業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年としております。

また、現在、独立性の高い社外監査役を選任し取締役の業務執行の監査に当たらせております。

今後も引き続きコーポレートガバナンス強化の諸施策を推し進めると同時に機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努め、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社は、前述のようなグループとしての企業活動を推し進め、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目指す所存です。そのためには、創業以来蓄積された専門知識、経験、ノウハウおよび国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等の当社ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係を維持することが不可欠であると考えております。

また、当社事業の主軸は音楽および教育といった分野であり、これらは単にハードやソフトを提供するというにとどまらず、文化に深く関わる事業であります。さらに、社会貢献としての不断の音楽普及活動も重要な事業要素と考えております。特に幼児教育の分野は、将来ある幼児の心身両面の健康に少なからず影響を及ぼすものと考えております。したがって、このような特殊な事業の運営には、経済的な側面からのみでなく、文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。

他方、わが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株券等を買付けようとする事例も少なくありません。

当社としては、たとえこのような大量に株券等を買付けようとする行為（以下、「株券等の大量買付け」といいます。）であっても、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するものであれば、これを否定するつもりはなく、株券等の大量買付けに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものであると考えております。

もっとも、株主の皆様が株券等の大量買付けに応じるか否かの判断をするに際しては、株券等の大量買付けが当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーに与える影響を適切に把握していただく必要があると同時に、当社事業の文化的側面も十分考慮していただく必要があるものと考えております。そのためには、株券等の大量買付けを行おうとする者から、当該買付けを実際に行うに先立って、株主の皆様当該買付けについての情報が提供された上で、株券等の大量買付けに応じるか否かを検討する十分な時間が確保されることが望ましいと考えております。また、株主の皆様適切なご判断を行っていただくためには、当社取締役会も、当社グループの企業価値を構成する様々な事項について株主の皆様情報を提供するとともに、株券等の大量買付けを評価し、これに対する意見を述べる必要があると考えております。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、当社に対する株券等の大量買付けが行われた際に、株券等の大量買付けを受け入れるか否かを株主の皆様が判断するために、当社取締役会が必要な情報を提供し、場合によっては代替案を提示するために必要となる情報や時間を確保し、また、当社取締役会が株券等の大量買付けを行う者と交渉を行う時間を確保すること等を可能とすることが重要であり、そのためには旧プランを一部改定し、本プランを更新することが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、株券等の大量買付けのなかでも特に大規模買付行為（以下、2.において定義します。）について、そのルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を引き続き設定することとし、本プランを更新することといたしました。

なお、平成22年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりであり、また、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けている事実はございません。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意

したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法のいかんを問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールの概要は、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が開示された情報に基づいて当該大規模買付行為の評価・検討を行う期間を設け、かかる期間の経過した後大規模買付行為が開始されるとするものです。

具体的には、以下の手順によります。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、株主の皆様による判断および当社取締役会による評価・検討のための必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

もともと、提供していただく情報の範囲および内容は、大規模買付行為の態様や内容いかんにより異なります。

そこで、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言が記載された書面（以下、「買付説明書」といいます。）を日本語にて作成し、当社取締役会に対して、これをご提出いただくこととします。

買付説明書には、以下を記入していただきます。

- (i) 大規模買付者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその名称）
- (ii) 住所（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその本店または主たる事務所等の所在地）
- (iii) 法人または組合等の団体である場合はその設立準拠法
- (iv) 法人または組合等の団体である場合はその代表者の氏名
- (v) 日本国内における連絡先
- (vi) 企図する大規模買付行為の概要
- (vii) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の数
- (viii) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会は、大規模買付者から買付説明書を受領した場合、大規模買付者から買付説明書を受領した事実およびその内容を、直ちに、独立委員会に対して提供するとともに、買付説明書を受領した事実を、直ちに公

表し、その内容の概要について適当と認められる方法により、速やかに公表いたします。

なお、独立委員会は、取締役会から提供を受けた買付説明書の内容について、取締役会から公表された概要に加え、さらに具体的な内容を株主の皆様への判断のために公表することが必要であると判断した場合、適切と判断した時点で、その全部または一部を、当社取締役会を通じて公表いたします。

当社取締役会は、買付説明書の提出を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付いたします。

大規模買付者は、リストにて求められた大規模買付情報を日本語にて記載した書面を別途作成し、合理的な期間内に、当社取締役会に提出しなければならないこととします。

大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりとなります。

- (a) 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、関連する取引の仕組み、買付後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付けにかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額および算定根拠等を含みます。）および買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金の調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策など当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上に関する方針・計画
- (e) 当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する処遇方針の変更の有無および変更する場合にはその内容
- (f) その他取締役会および独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、大規模買付情報を受領した事実およびその内容を、直ちに、独立委員会に対して提供いたします。

独立委員会は、提供を受けた大規模買付情報につき、株主の皆様の判断のために公表が必要であると判断した場合、適切と判断した時点で、その全部または一部を、当社取締役会を通じて公表いたします。

独立委員会は、当社取締役会から提供を受けた情報の内容を検討した結果、大規模買付情報として不十分であると判断した場合、大規模買付者に対し、当社取締役会を通じて、適宜期限を定めて追加的な情報の提供を求めることができます。

かかる場合、大規模買付者は、当該期限までに求められた情報を記載した書面を日本語にて作成し、当社取締役会に対して提出しなければならないものとします。

なお、独立委員会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、直ちに、その旨を、当社取締役会を通じて、大規模買付者に通知するとともに（以下、「情報提供完了通知」といいます。）、適当と認められる方法により、公表いたします。大規模買付情報の提供が完了したか否かの判断に際し、独立委員会は、適宜必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある弁護士、公認会計士および投資銀行等の外部専門家等（以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した場合、当社取締役会において大規模買付行為および大規模買付情報を評価・検討し、大規模買付者と交渉し、また、当社取締役会としての意見形成および代替案立案のために、大規模買付行為の態様および内容に応じた相当な期間が確保され、かかる期間の経過後に初めて大規模買付行為が開始されるべきものと考えております。

そこで、

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けにより当社株券等のすべての公開買付けを行う場合には、情報提供完了通知を行った日から起算して60日間を、
- (b) その他の大規模買付行為の場合には情報提供完了通知を行った日から起算して90日間を、

当社取締役会による評価・検討、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。ただし、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および

向上のために、大規模買付情報に基づいて大規模買付行為を評価・検討し、大規模買付者と交渉し、また、当社取締役会としての意見形成および代替案立案のために必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものといたします。当社取締役会は取締役会評価期間を延長する場合には、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他必要かつ適切と認める事項について、当該延長を決議した後、遅滞なく開示するものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上の観点から、大規模買付行為の評価および検討、当社取締役会としての意見形成を行い、場合によっては代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものといたします。その際、当社取締役会は、適宜必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家等の助言を得ることといたします。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間が終了した場合、直ちに、大規模買付者に対して通知するとともに、適当と認められる方法によりその旨を公表いたします。

(3) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されたか否か、また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても大規模買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かについて最終的な判断を行います。

その際、当社は、当社取締役会により恣意的な判断が行われる可能性を排除するため、独立委員会規程（概要につきましては別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が大規模買付ルールに関する各種判断をするための諮問機関とすることとしております。

かかる独立委員会は3名の委員から構成されるものとし、独立委員会の委員は、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役としての経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本プランの更新時における独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙3のとおりです。

4. 当社取締役会による対抗措置

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに違反した場合、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権

の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行い、大規模買付行為に対抗する場合があります(以下、「対抗措置」といいます。)

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙4に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間および取得条項などを設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対する場合であっても、反対意見を表明したり、あるいは、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得することに努めるに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案を受け入れるか否かは、株主の皆様において、大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者または大規模買付行為が、以下のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、対抗措置をとることといたします。

- (a) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社の株券等を当社または当社グループに引き取らせる目的で行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループの経営上重要な有形・無形の資産、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で行っていると判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行っていると判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループの不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、処分利益で一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価急騰の機会を狙って株式を高値で売り抜ける目的で行っていると判断される場合
- (e) 最初の買付で、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定することを宣言して行う公開買付け(いわゆる

強圧的二段階買付け)等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付けが当然にこれに該当するわけではありません。)

- (f) 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性、買付後の当社に対する経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切な買付である場合

(3) 対抗措置をとるにあたっての手續

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。

独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとしますが、この際、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

さらに、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に具体的事情を提供した上で諮問することとします。

- (a) 大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合
(b) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合

独立委員会は、当該諮問に基づき、対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置を維持するか否かを検討することとしますが、かかる判断に際しても、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない最終的に判断するに至った場合には、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

5. 本プランの合理性および公正性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則ならびに経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書を充足するものであり、合理性および公正性が認められるものと考えております。

(1) 企業価値および株主共同の利益の確保および向上

本プランは、上記1(2)で述べたとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様への適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目的として導入するものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、本プランを予め開示するものです。

(3) 株主意思の尊重

本プランは、本総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件としてその効力を発生させるものです。

また、当社は、本プランが本総会によりご承認された場合、3年ごとに、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の承認議案として上程することにより、株主の皆様に対し、本プランの更新の是非をお諮りしてまいります。さらに、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、本総会において本プランがご承認された場合、平成23年以降、毎年、定時株主総会における当社取締役の選任議案には各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会後最初に開催される取締役会において、株主の皆様により選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開

示することといたします。これにより、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止について、毎年、株主の皆様のご意思の反映を図ります。

(4) 独立委員会の設置および外部専門家等の意見の取得

当社は、独立委員会を設置し、大規模買付者に対する対抗措置発動にあたっては、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が最終的な判断を行うものといたします。また、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。これらにより、当社取締役会の恣意的判断を防ぎ、その判断の客観性および合理性の担保が図られます。

(5) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止または不発動とすることができない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておらず、本プランは取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

6. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時には、新株予約権無償割当ては行いません。したがって、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に当たって、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的利益の点において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的利益の点において損失が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行うことがあります。新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が権利行使を行わなかった場合には、他の株主の皆様の権利行使の結果、当社株式1株あた

りの議決権比率および経済的価値について希釈化が生じることになります。

しかしながら、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、当社は効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあり、これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じません。したがって、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。さらに、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあります。この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、新株予約権を行使するための払込み等の手続を行うことなく（もともと、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証明する旨の書面の提出等を求めることがあります。）、当社より、当社の当該新株予約権の取得の対価としての当社普通株式を受け取ることになります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

7. その他

本プランの内容は、平成22年5月25日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものであり、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向、金融商品取引所その他の公的機関の対応、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、これらの制定・改廃が行われ、かかる制定・改廃を本プランに反映させることが適切である場合、本プランの内容変更を伴わない軽微な字句の修正を行うことが適切である場合には、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上の

観点から、独立委員会の承認を得た上で、当社取締役会の決議に基づいて、本プランを変更できるものとし、さらに必要に応じて本プランに代わる別途の方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

注1： 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2： 議決権割合とは、

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

- (i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または、
- (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、

注3： 株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

(別紙1)

大株主の状況

平成22年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです（所有株式数の千株未満は切捨てて表示しております。）。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 の割合 (%)
株式会社河合社団	4,778	5.58
東京海上日動火災保険株式会社	2,750	3.21
明治安田生命保険相互会社	2,700	3.15
小手川 隆	2,300	2.69
共栄火災海上保険株式会社	2,250	2.63
河合楽器取引先持株会	2,199	2.57
カワイ従業員持株会	2,183	2.55
株式会社静岡銀行	2,040	2.38
日本生命保険相互会社	1,873	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,612	1.88
計	24,685	28.83

(別紙2)

独立委員会規程の概要

- 1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2) 独立委員会の委員は3名とし、客観的かつ中立的な立場での判断を可能にするため、当社の業務執行を行う取締役から独立した当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- 3) 委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。ただし、委員の再任は妨げないものとし、当社取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合の委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
- 4) 当社社外監査役であった委員が当社の社外監査役でなくなった場合または委員が当社の定める資格要件を充足しなくなった場合には、委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 5) 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、各委員は、こうした決定にあたっては、当社株主共同の利益および当社企業価値を守る観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- 6) 独立委員会は、その審議または決議を行うにあたり、必要に応じて、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含むが、これに限らない。）に対して、当社の費用で、助言を求めることができる。
- 7) 独立委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、病気その他これに準ずるやむを得ない事由により欠席した独立委員がいる場合には、出席した独立委員の過半数をもってこれを行う。

(別紙3)

独立委員会の委員の氏名および略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。
(記載は氏名の50音順としています。)

田 畑 隆 久 (昭和31年8月28日生)	昭和55年4月	株式会社東京會館入社
	昭和62年10月	太田昭和監査法人入社
	平成3年3月	公認会計士登録
	平成5年6月 平成18年6月	田畑公認会計士事務所開設 当社補欠監査役(現任)
都 築 知 也 (昭和14年12月25日生)	昭和35年3月	国税庁税務講習所名古屋支部卒業
	平成7年7月	熱海税務署長
	平成8年7月	名古屋国税局査察部次長
	平成9年7月	浜松西税務署長
	平成10年9月	税理士開業
	平成16年6月 平成19年6月	当社監査役(現任) 当社独立委員会委員(現任)
村 岡 茂 生 (昭和8年7月7日生)	昭和32年4月	通商産業省入省
	昭和61年6月	通商産業省通商政策局長
	昭和63年6月	通商産業省通商産業審議官
	平成7年6月 平成16年6月 平成17年4月	株式会社富士通総研代表取締役会長 双日株式会社取締役 財団法人日本エネルギー経済研究所 顧問(現任)
	平成20年6月	当社独立委員会委員(現任)

※ 都築知也氏は、現時点において会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

また、田畑隆久氏については、現在当社の補欠監査役であります。第3号議案に記載のとおり、本総会において社外監査役候補者としてお諮りしており、その選任についてご承認いただくことを条件としております。

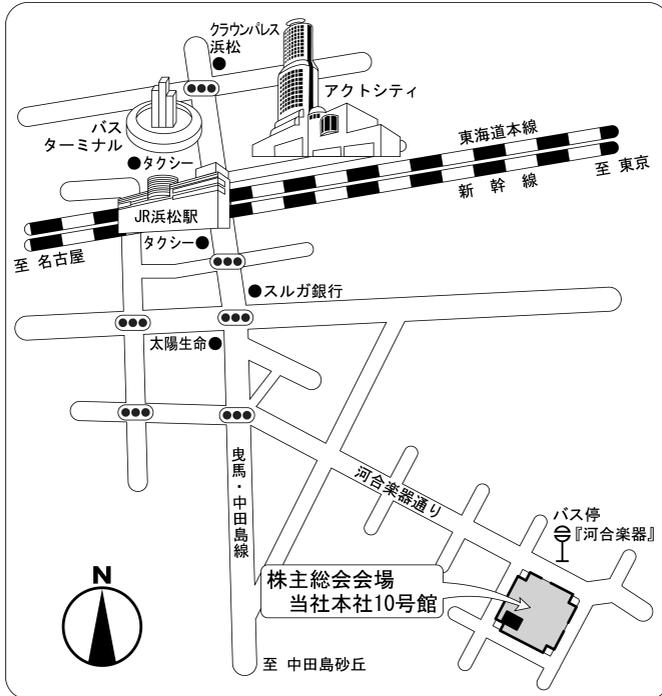
(別紙 4)

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する普通株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
基準日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者、その共同保有者およびその特別利害関係者、ならびに、当該大規模買付行為に際し大規模買付者が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当該第三者（当該第三者の共同保有者および特別関係者を含む。）は、新株予約権を行使できないものとし、その他行使条件は、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 取得条項
当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、取得日の前日時点において未行使の新株予約権（ただし、取締役会により定められた行使条件、行使期間等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 静岡県浜松市中区寺島町200番地

当社本社 10号館

交 通 J R 浜松駅より 徒歩10分

遠鉄バス 遠州浜行 河合楽器下車